

本部長（知事）指示事項

（山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部会議）

令和2年3月11日

山 梨 県

- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況は、依然として国内において感染患者数は増加傾向にあり、本県においても、2名の感染者が発生したところです。

- これまで本県では、県民の生命と安全を守るため、先手対応、事前主義の方針のもと、感染症患者発生以前から対策に努めてきたところであります。今後、感染拡大の防止にはこれまで以上に全力を傾注すると同時に、さらなる感染拡大が生じてしまった場合においても、県民の生命を守り切るべく、あらゆる想像力を働かせ、万全の備えを講じておかなければなりません。

- また、県内における感染症患者発生が既に現実のものとなった今、感染症患者ご本人や濃厚接触者の確実な職場復帰や就労支援など、感染からの社会復帰後の生活支援策、さらには風評被害にともなう影響を防ぐための企業活動の後押しなど、『社会的感染症対策』の構築も急務です。

○ 他方において、この新型コロナウイルス問題が経済・社会に及ぼす影響は深刻さを増しております。本県においても、この世界規模に広がった感染拡大は、宿泊業・飲食業・小売業などの観光関連産業をはじめ、ジュエリーなどの地場産業、バス・タクシーなどの道路旅客運送業、卸売業、製造業、建設業など、きわめて幅広い業種に打撃を与えております。売上げ減少や資金繰り悪化等の影響は、既にして計り知れません。

○ これまで、県においては、迅速な対応策の実施という観点から、既定予算の活用により、全国に先駆けた休業補償の制度化などの取り組みを行ってきたところでありますが、現下の状況を踏まえ、県民生活及びその基盤となる地域経済の「防衛と感染収束後における反転攻勢」のため、更なる対策の充実と拡大が急務であります。

○ 国においても、昨日（3月10日）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第2弾を発表したところであります。感染症が国民生活・経済に与える影響に対して幅広く対策を講じるためにこそ、国と県とが一体となり、この難局に立ち向かっていかなければなりません。

○ こうした観点から、

- ① 新型コロナウイルス感染症から県民の生命・健康を守るための最大限の防御措置を迅速かつ大胆に講じると同時に、
- ② 当面の県民生活の安定を確保するための可能な限りの措置（感染症患者の快復後の社会復帰等の生活支援策、風評被害の影響防止策を含む）
- ③ 新型コロナウイルス感染症を「災害」ととらえ、県民生活の基盤となる地域経済に及ぼす影響の封じ込めと極小化のための応急策、並びに状況鎮静化後に、速やかに強力な反転攻勢に転じるための従来の枠を超える措置

これらを取りまとめた、山梨県新型コロナウイルス感染症関係総合対策を講じ、これに伴い予算措置が必要となるものについては、すみやかに補正予算を編成することとします。

○ ついては、各部局においては、以下に留意し、必要となる対策について速やかに検討して下さい。

イ) 所管分野における状況を詳細に把握し、関係団体等の要望を踏まえること

ロ) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策・第2弾」

(3月10日)に掲げられた政策メニューのうち、本県として活用できるものは細大漏らさず、すべて取込むこと

ハ) 他方において、国の制度活用のみ甘んじることなく、本県の風土・実情に適った対策を部局の垣根を超え総力を挙げて検討すること

○ 県民が、いま本当に必要としているものは何か。

全職員は県民の声に耳を傾け、県民の生活に心を配り、国難のなかにあっても、山梨に活力を甦らせるためのあらゆる挑戦をここに開始致して頂きたく、お願い致します。